

ギャンブル等依存症対策推進本部幹事会（第1回）
議事要旨

1 日時

平成30年10月24日（水）15：40～16：00

2 場所

官邸2階小ホール

3 出席者

杉田内閣官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官、古谷内閣官房副長官補、中川ギャンブル等依存症対策推進総括官、井内消費者庁次長、橋本厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、開出内閣官房内閣審議官、徳永内閣官房内閣審議官、白川警察庁生活安全局長、松尾金融庁企画市場局参事官、林崎総務省自治財政局長、今福法務省サイバーセキュリティ・情報化審議官、清水文部科学省総合教育政策局長、枝元農林水産省生産局長、井上経済産業省製造生産局長、大坪国土交通省海事局次長

4 議事内容

- 冒頭、副議長である中川ギャンブル等依存症対策推進総括官から配布資料について説明があった。
- 次に、各省庁における今後のギャンブル等依存症対策の取組等に関して、以下の発言があった。

（井内消費者庁次長）

- ・ 消費者行政においては、ギャンブル等依存症対策として、相談対応の強化のほか、予防としての消費者向けの理解増進について取組を進めている。
- ・ 相談対応については、ギャンブル等依存症の患者やその御家族が消費生活センター等を訪れる場合、借金の問題を抱えていることが想定されることから、的確に相談対応の実務が行えるよう、平成30年3月、関係省庁と調整を図りながら、消費生活相談員向けの対応マニュアルを作成・公表した。

消費生活相談員においては、ギャンブル等依存症に対する知識・理解が必ずしも十分ではないこともあり得るため、今後、国民生活センターにおいて実施される消費生活相談員向けの研修での講義の機会を活用するなどして、浸透を図っていく。

さらには、先般施行された「ギャンブル等依存症対策基本法」により、ア

アルコールなどによる依存への対応との連携を始め、これまで以上に広い取組が求められている。そのため、基本法に即した内容となるよう、現場の意見も聴きながら、マニュアルの更新を進めていく。

- ・ 消費者向けの理解増進については、平成30年3月、消費者庁が中心となって、公営競技等の所管官庁などとも連携の上、注意喚起を作成・公表した。
ギャンブル等依存症の患者やその御家族が、どこへ何を相談をすればよいかは、この資料により把握することができるが、啓発週間に向け、より情報を絞り込んだ資料を作成し、若年層の方などに対する啓発を繰り返し行うことが重要と考えている。
そのため、消費者庁においては、これまでに消費者向けのチラシを作成してきた実績を活かし、遅くとも年度内に、若者向けの分かりやすい啓発資料を作成・公表できるよう、関係省庁と連携の上、適切に対応していく。

(橋本厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

- ・ 昨年8月に策定された「ギャンブル等依存症対策の強化について」に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症対策について、取り組んでいる。
- ・ 具体的には、アルコール・薬物・ギャンブル等それぞれの依存症の方やご家族が地域で必要な医療を受けたり、相談をすることができるよう、
 - ① 全国の都道府県・政令指定都市での相談拠点の設置や専門医療機関・治療拠点機関の選定、
 - ② 依存症問題に取り組む民間団体の活動支援のほか、
 - ③ 依存症対策全国拠点機関の整備、依存症に関する調査研究、普及啓発活動などに取り組んでおり、対策の推進のために必要な概算要求も行っている。
- ・ 今般のギャンブル等依存症対策基本法の制定や推進本部設置の趣旨を踏まえ、関係省庁や地方自治体、自助グループ等民間団体との連携をより一層密にし、引き続き積極的に取り組んでいきたい。

(枝元農林水産省生産局長)

- ・ 農林水産省としては、競馬をきっかけとしたギャンブル等依存症により不幸な状況に陥ることのないよう、昨年8月の閣僚会議での決定に基づく対策を順次、実施して指導してきた。
- ・ 具体的には、
 - ① 相談窓口の整備や、
 - ② 本人及び家族からの申告によるインターネット投票のアクセス制限並びに競馬場等への入場制限

等の対策を講じており、特に、本人の申告によるインターネット投票のアクセス制限については、9月末時点で371件の申請を受理し、利用停止を行っている。

- ・ 引き続き、関係省庁と連携し、各般の対策をしっかりと講ずるとともに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に当たっては、その検討に積極的かつ主体的に参画する所存である。

(井上経済産業省製造生産局長)

- ・ 経済産業省としては、ギャンブル等依存症対策の着実な実施に向け、施行自治体等に対して指導を行ってきている。
- ・ 最近では、公営競技団体間で連携して今年4月に開設した「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」において、臨床心理士が相談を受け、親身にカウンセリングを行っている。
- ・ また、従来からの本人申告によるものに加え、家族からの申告に基づくアクセス制限も開始し、まず4月からインターネット投票において、今月からは各競技場で開始した。
- ・ また、インターネット投票においては、投票システム全般の更新時期に併せ、購入上限額を設定できる仕組みを導入する予定である。

(大坪国土交通省海事局次長)

- ・ モーターボート競走においても、徹底したギャンブル等依存症対策を構築するため、施行者である地方公共団体及び関係団体とともに取組を進めてきた。
- ・ これまでに、競走場等における相談窓口を整備するとともに、あらゆるギャンブル等に対応した24時間無料相談コールセンターを設置した。また、競走場等及びインターネット投票におけるアクセス制限についても、昨年度より順次開始している。
- ・ これまでのアクセス制限の実施件数については、
 - ① 競走場等における入場制限は、本人申告によるものが4件、家族申告によるものは、この10月に始めたばかりであり0件、
 - ② インターネット投票における利用停止は、本人申告によるものが57件、家族申告によるものは、この4月に始めたばかりであり1件となっている。
- ・ 国土交通省としては、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に向け、関係府省庁と連携を図りながら積極的かつ主体的に参画するとともに、引き続き、実効性ある対策を実施するため、取組を強化していく。

(白川警察庁生活安全局長)

- ・ 警察においては、昨年8月に取りまとめられた「ギャンブル等依存症対策の強化について」等を踏まえ、ぱちんこへの依存を防止するため、出玉規制を強化するとともに、営業所の管理者の業務として依存防止対策を義務付けるなどの対策を推進している。
- ・ また、業界団体に対しても依存防止対策の指導等を行っており、業界においては、アクセス制限の仕組みの拡充や問題を抱える人への相談対応等の取組が実施されている。
- ・ 引き続き、関係省庁と連携しながら、対策を進めていきたい。

(林崎総務省自治財政局長)

- ・ 総務省は、各公営競技法に基づき、地方財政の健全化を図る観点から施行団体の指定を行っている。
- ・ 総務省としても、公営競技所管各省をはじめ関係省庁と連携して、必要な対策強化に協力していく。

(清水文部科学省総合教育政策局長)

- ・ 子供たちが成長し大人になった際、ギャンブル等に依存せず生きていくことができるよう、教育を進めることが重要である。
- ・ このため、平成29年度末に公示された新高等学校学習指導要領の保健体育において、新たに精神疾患を取り上げるとともに、同解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を記載したところであり、これらを踏まえた指導の充実を図っていく。さらに、学校教育における効果的な普及啓発を推進するため、本年度、教師用の指導参考資料の作成に取り組んでいる。
- ・ また、学校教育に限らず、青少年やその保護者等を対象とした地域における依存症予防教室の開催の支援なども実施しており、今年度は民間で依存症対策に取り組んでいる団体など5箇所へ委託をしている。依存症予防教育の重要性を踏まえ、引き続きしっかりと取り組んでいく。

(松尾金融庁企画市場局参事官)

- ・ 金融庁としては、本年3月には、財務局や都道府県の「多重債務相談窓口」と、「精神保健福祉センター」等の専門機関との具体的な連携方法や相談実施方法を整理した「対応マニュアル」を作成・公表した。
- ・ また、浪費癖のある者等からの申告に基づく「貸付自粛制度」については、貸金業において、ギャンブル等による浪費もその対象とするよう制度を改め、本年4月より運用が始まっている。

- ・ 銀行業においても、貸金業と連携して、同等の制度を導入することとしており、来年3月の運用開始を目指している。

(今福法務省サイバーセキュリティ・情報化審議官)

- ・ 法務省においては、第一に、日本司法支援センター、通称法テラスにおいて、ギャンブル等依存により多重債務などの法的問題を抱えた方に対する相談支援や各種支援機関・団体との連携強化を推進していく。

第二に、刑事施設において、ギャンブル等依存の問題を有する受刑者に対し、適切な金銭管理や、就労や円滑な人間関係を維持するための指導など、必要な処遇を行っているが、今後とも、その充実策について検討していく。

その他、ギャンブル等依存を背景とする犯罪に対する適切な法の適用など、ギャンブル等依存症対策推進に向け、法務省として取り得る施策の実現に全力を尽くしていく。

○ 最後に、議長である杉田内閣官房副長官より、以下の発言があった。

- ・ ギャンブル等依存症対策については、基本法が10月5日に施行され、さらに、先日開催された第一回推進本部会合において、推進本部長である官房長官から、従前にも増してより積極的に取り組むよう、指示を受けたところである。
- ・ 今後の基本計画の策定に当たっては、関係省庁において基本法の規定やその附帯決議、国会における議論を踏まえ、従来の取組に拘泥することなく、新たな対策を構築されたい。
- ・ 特に、附帯決議では、関係事業者に対し依存症の予防等に可能な限り配慮するよう求めていることを重く受け止め、基本計画の策定に当たって、対策を立案されたい。
- ・ また、医療提供体制の整備はもとより、依存症回復施設や自助グループ等の民間団体が重要な役割を担っていることを踏まえ、これらの活動に対する支援についても、より一層強化されたい。
- ・ ギャンブル等依存症の予防から治療・回復まで、行政や民間団体、事業者等社会全体が協力し、あらゆる場面で対策を講じることが必要である。ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、政府一体となって取組を推進していく。

以 上